

【契約書別紙】居宅介護支援サービス（重要事項説明書）

〈令和 7 年 4 月 1 日 現在〉

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第38号4条に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

法人名	社会福祉法人 愛生福祉会
法人所在地	愛知県名古屋市北区鳩岡町1丁目7番20
電話番号	(052) 916-3755
代表者名	理事長 増井 香織
設立年月日	平成元年 7月1日

2、ご利用の事業所

事業所の名称	御桜乃里居宅介護支援事業所
事業所の所在地	愛知県丹羽郡大口町下小口六丁目124番地2 特別養護老人ホーム 御桜乃里内
管理者の氏名	下平 かをり
電話番号	(0587) 95-8151
居宅携帯番号	(090) 2926-3763
FAX	(0587) 95-8680
指定事業所番号	2375300015

3、サービスを提供する地域名

大口町、扶桑町、犬山市、小牧市、江南市、
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。
サービス提供地域内であれば交通費は発生いたしません。

4、事業所の職員体制

	員数	常勤専従	非常勤専従	常勤換算後人数
管理者兼 主任介護支援専門員	1	1	0	1
介護支援専門員	4	4	0	4

5、営業時間

営業日	月曜日から土曜日（1月1日～1月3日迄をのぞく）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※時間外の緊急のご相談においては電話にて対応を行います。

6、居宅介護支援のサービス内容について

① 課題分析の情報収集

介護支援専門員がお伺いし、利用者本人の機能面(日常生活動作、心身機能など)、健康面(健康状態、疾患、栄養状態など)、介護の状態、住宅の環境、経済の状況などさまざまな面から検討し、その原因となる課題を明らかにしていきます。施設等を希望される方におきましては、施設を紹介していきます。

② サービス担当者会議

要介護認定や要介護認定の更新があった場合等に利用者・ご家族の方、サービス提供事業所の参加のもと開催し、居宅サービス計画書の内容について意見を求めます。

③ 居宅サービス計画書の交付

交付する書類は以下の通りです。

- ・ 居宅サービス計画書(1)―利用者や家族の希望や総合的な援助を示した書類
- ・ 居宅サービス計画書(2)―解決すべき課題、目標、サービス内容や頻度などを示した書類
- ・ 週間サービス計画表 ― 1週間の利用予定表
- ・ サービス利用票 ― 利用するサービスの月間予定表
- ・ サービス利用票別表 ― 1カ月にかかるサービスの料金表

④ 毎月1回、ご自宅へ訪問しモニタリング(評価)します。

⑤ 毎月、国民健康保険団体連合会へ給付管理票を提出し、サービスのチェックを受けます。

⑥ その他

- ・ 要介護認定の更新申請・変更申請の代行
- ・ 関連申請の連絡調整
- ・ 給付管理票の作成・提出

7、居宅介護支援費の利用料

サービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

① 利用料

(参考) 1カ月あたりの居宅支援金額

要介護	1・2	1 086 単位
要介護	3・4・5	1 411 単位
特定事業所加算	Ⅱ	421 単位
(要介護1～5全ての方に加算されます)		
(加算)	入院時情報連携加算	I 250 単位

入院時情報連携加算	Ⅱ	200単位	
退院退所加算	Ⅰイ	450単位	Ⅰロ 600単位
	Ⅱイ	600単位	Ⅱロ 750単位
初回加算			300単位
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位	
介護報酬1単位当たり		10,21円	7級地です。

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物のひと月あたりの利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合は所定単位数の95%の算定となります。要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担金額はありません。

(注) 保険料滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1カ月につき要介護度等に応じてお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日お住まいの各市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

解約料

利用者の方はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

8、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話でお申し込み下さい。介護支援専門員がお伺いいたします。重要事項の説明を受けて確認していただいてから、契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者やご家族の方のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設等に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定の区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

ウ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

9、当事業所の居宅介護支援事業の特徴等

運営の方針

①基本理念

- ・事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ・事業所のケアプランの訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含む）、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を務める。
- ・利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においてはサービス担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めます。

②サービスの質の向上のための方策

- ・利用者の意思に基づいた契約である事を確保するため利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所（居宅介護支援事業所も含む）の紹介を求める事が可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- ・最低月に1回、居宅に訪問し、利用者、家族に面接してサービスの質の自己評価等を行い、実施状況の結果を記録します。
- ・利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合において、サービス担当者会議の開催や担当者に対する紹介等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めていきます。
- ・職員研修を年に1回以上を継続して行い、職員の資質維持・向上につとめます。
- ・利用者の生活の質の維持・向上を目指し、利用者の立場に立った視点でサービスの質の確保を図っていきます。
- ・利用者の声（意見や苦情）を積極的に取り入れ、改善に向け取り組みます。

③居宅介護サービスの質の向上のための方策

- ・総合的、効率的なサービスが提供されるよう、サービス事業者と密接な連携を図り、サービスの利用調整を迅速に行います。
- ・チームケアを推進し、ケアマネジメント勉強会や研修会等に積極的に参加し質の向上につとめます。

10、担当職員について

- ①サービスの提供にあたっては 利用者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。もし分からない事が有れば、いつでも担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ②介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。このような場合変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。
当事業所は職員が異動・退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。
- ③入院時は担当介護支援専門員の連絡先・氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

11、秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

12、事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

13、虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次にあげる通り必要な措置を講じます

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。
- (2) 苦情処理体制の設備をします。
- (3) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

14、サービス内容に関する苦情

①当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

☆サービス相談窓口

電話番号：(0587) 95-8151 担当： 下平

(受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分)

②その他

当事業所以外の相談・苦情窓口

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室

電話番号：(052) 971-4165

愛知県健康福祉部高齢福祉課 介護保険指定 指導グループ

電話番号：(052) 954-6289

大口町役場 長寿ふくし課 電話番号：(0587) 94-0051

扶桑町役場 介護健康課 電話番号：(0587) 93-1111

江南市役所 高齢者生きがい課 電話番号：(0587) 54-1111

犬山市役所 長寿社会課 電話番号：(0568) 44-0325

小牧市役所 介護保険課 電話番号：(0568) 76-1197

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて【契約書別紙】重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

説明者

介護支援専門員

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての【契約書別紙】重要事項の説明を受け、承諾しました。

(利用者) 住 所
氏 名

印

代筆者 氏 名

印

(利用者保証人) 住 所
氏 名

印